

令和 7 年 3 月 新規学卒者の初任給状況

広島労働局職業安定部職業安定課

(千円)

		中学卒	高校卒	短大卒	大学卒
産業別	農林漁業	—	212	219	220
	鉱業	—	—	—	—
	建設業	175	209	228	252
	製造業	260	207	223	237
	電気・ガス・熱	—	183	200	231
	情報通信	—	198	223	242
	運輸業	157	186	193	208
	卸売・小売	—	198	207	235
	金融・保険	—	195	222	247
	不動産	—	211	219	243
	学術研究	—	198	203	228
	飲食・宿泊	—	206	206	232
	生活関連・娯楽	173	203	199	213
	教育・学習	—	215	222	248
	医療・福祉	—	192	215	241
	複合サービス	—	210	215	233
	サービス	—	206	210	232
	公務・その他	—	203	—	210
職業別	専門的・技術的職業	—	200	219	243
	管理的職業	—	204	234	266
	事務的職業	157	194	207	233
	販売の職業	—	201	209	237
	サービスの職業	167	202	204	229
	保安の職業	—	217	234	249
	農林漁業の職業	181	193	206	221
	運輸・通信の職業	—	202	213	226
	生産工程・労務の職業	188	206	211	236
規模別	4 人以下	164	208	198	226
	5 ～ 2 9 人	187	203	203	223
	3 0 ～ 9 9 人	—	204	209	231
	1 0 0 ～ 2 9 9 人	164	202	211	237
	3 0 0 ～ 4 9 9 人	—	200	214	243
	5 0 0 ～ 9 9 9 人	—	204	220	239
	1 0 0 0 人以上	—	198	220	240

※ 雇用保険被保険者となった年月日が、令和 7 年 3 月 1 日から 4 月 3 0 日までの間の者のうち、新規学卒者であって、かつ雇用形態が常用の者の採用時賃金の平均値による。

※ 賃金には、毎月決まって支払われる各種の手当は含むが、超過勤務手当や賞与、その他臨時的に支払われる賃金は含まれない税込みの額である。